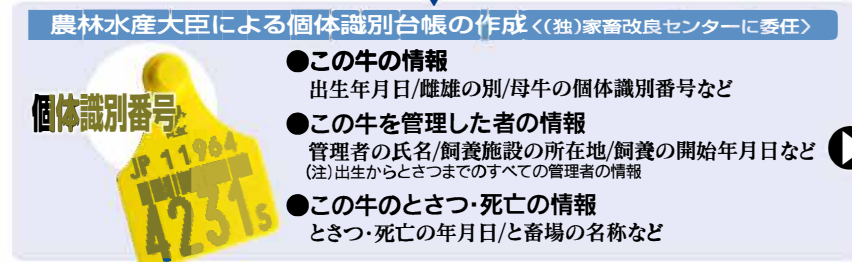
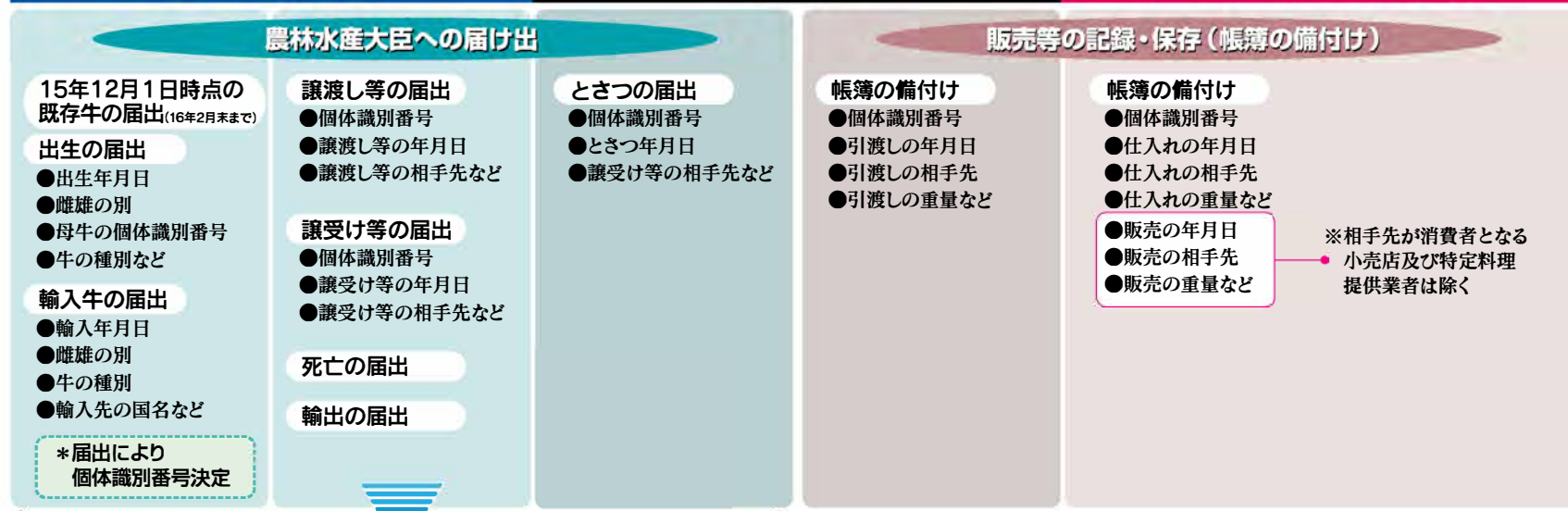


「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」は、

牛肉の安全性に対する信頼確保やBSEのまん延防止措置の的確な実施などを目的として、牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産・流通の各段階において当該個体識別番号を正確に伝達するための牛個体識別情報伝達制度(牛トレーサビリティ制度)を構築するために、平成15年6月に公布されました。



管理者 輸入者・輸出者 と畜者 販売業者・特定料理提供業者



インターネットで
生産履歴を公開!



牛個体情報

個体識別番号	出生の年月日	雌雄の別	母牛の個体識別番号	種別
123456789●	2000.05.21	オス	●●●654321	ホルスタイン種

	異動内容	異動年月日	飼養施設所在地		氏名又は名称
			都道府県	市区町村	
1	出生	2000.05.21	岩手県	盛岡市	家畜改良センター岩手牧場
2	転出	2000.05.29	岩手県	盛岡市	家畜改良センター岩手牧場
3	転入	2000.05.29	福島県		
4	転出	2003.08.08	福島県		
5	搬入	2003.08.08	東京都	港区	東京都立芝浦と場
6	と畜	2003.08.09	東京都	港区	東京都立芝浦と場

(注) 市区町村、氏名又は名称は、本人の同意が得られている場合のみ公開しています。

牛にかかる部分は、従来から「個体識別システム」と呼ばれています。酪農家や、肉用牛農家にとっては、様々な活用が期待されています。

(制度を確実にするための措置) 農林水産省職員が、管理者、と畜者、販売業者等に立入検査を行います。また、牛と牛肉が同一であることを確認するため、と畜直後の枝肉から採取したサンプルと、小売店で販売されている牛肉などから採取したサンプルとのDNA鑑定を行います。